

「悪質商法追放キャンペーン」「契約・解約トラブルなんでも110番」「消費者安全フェア」の実施について

<目的>

国(消費者庁)が主唱している5月の「消費者月間」にあわせて、消費者被害の未然防止を図り、紛争解決と救済の一助となることを目的に、「悪質商法追放キャンペーン」「契約・解約トラブルなんでも110番」「消費者安全フェア」を下記のとおり実施します。

平成31年度消費者月間 全国統一テーマ

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～」

1 悪質商法追放キャンペーン

- (1) 日 時 令和元年5月11日(土) 午後1時～2時
(2) 場 所 香林坊アトリオ前
(3) 主催団体

- ・金沢弁護士会消費者問題対策委員会
 - ・消費者団体(8団体)
石川県婦人団体協議会、金沢市校下婦人会連絡協議会、
JA石川県女性組織協議会、
石川県漁協女性部、石川県生活協同組合連合会、石川県生活学校連絡会、
石川県生活研究グループ協議会、
適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ
 - ・石川県司法書士会
 - ・北陸財務局
 - ・石川県警察本部生活環境課
 - ・金沢市人権女性政策推進課・金沢市近江町消費生活センター
 - ・石川県生活安全課・石川県消費生活支援センター
- (4) 内 容 通行人への呼びかけ及び啓発グッズの配布

2 契約・解約トラブルなんでも110番

- (1) 日 時 令和元年5月20日(月) 午前10時～12時、午後1時～3時
(2) 場 所 石川県消費生活支援センター
金沢市戸水2-30(TEL076-267-6110)
(3) 主 催 金沢弁護士会消費者問題対策委員会
石川県消費生活支援センター

- (4) 内 容
- ア 受付対象者 一般消費者
(商品又は権利を購入する者及び役務の提供を受ける者
で、これらを営業のためにもしくは業として行う者を除く)
- イ 相談内容 契約・解約に関する相談、消費生活全般
- ウ 受付体制 弁護士3名、消費生活相談員3名
- エ 受付方法 電話又は面接で受付

3 消費者安全フェア

- (1) 日 時 令和元年5月10日(金)～23日(木)
午前10時～午後8時
(2) 場 所 石川県庁舎19階展望ロビー
(3) 主 催 石川県消費生活支援センター
(4) 内 容 消費者安全(消費者トラブル)に関する注意喚起及び製品安全
情報等のパネル展示
※その他のパネル提供機関:消費者団体、中部経済産業局